資料１

樹木採取権制度について

－　令和３年１０月１３日　事業者説明会　説明資料　－

林野庁業務課連携事業推進班

樹木採取権制度の概要

○　森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効。

○　そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域（樹木採取区）において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を創設。（令和２年４月施行）

民有林

森林所有者

経営管理権の設定（意向・申出）

森林経営管理法（森林経営管理制度）

市町村

林業経営に適した森林

○　林業経営者に林業経営を再委託（経営管理実施権の設定）

林業経営に適さない森林

○　市町村による間伐等の実施（市町村森林経営管理事業）

林業経営者の育成にも寄与

民間事業者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）

安定的な事業量を確保

国有林

① 現行の仕組み（引き続き実施）

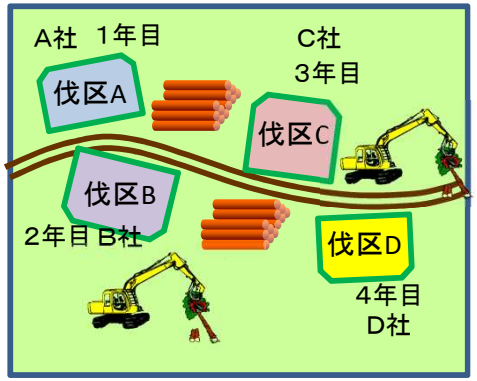

・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積（2015年農林業センサス）は約20ha（年間6千m³程度の素材生産量に相当）

＋

①を基本とし、②を追加

② 追加する仕組み（今後の供給量の増加分の一部で実施）

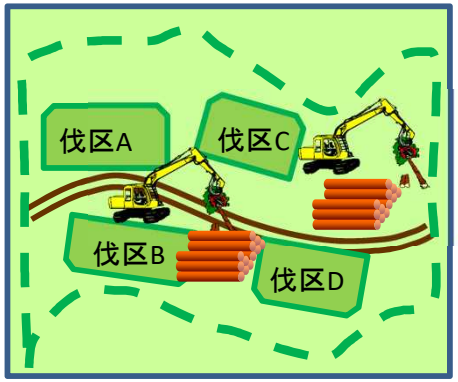

・国有林の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権（地域の民間事業者が対応可能な200～300ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用）を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守

※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

本日の説明内容

1　事業者の選定について
①事業者選定の流れ
②木材の安定的な取引関係の確立

2　権利設定後の事業
①事業の流れ
②運用協定・実施契約の締結
③権利設定料・樹木料
④樹木の採取に関する基準
⑤事業実行上の留意点
⑥植栽等

事業者選定の流れ

樹木採取権者の公募

森林管理局長による、対象となる樹木採取区の情報、権利存続期間、権利設定料の額、基礎額算定林分（基礎額）、樹木料の算定方法、採取の基準、評価において勘案する事項、公募期間等の公表。樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募。「事業者向け説明会」の開催。

申請書の提出

事業者から、森林管理局長に対し申請書（木材の安定的な取引に関する計画等を含む）を提出。

審査・評価・選定等

森林管理局長による、申請者の審査・評価・樹木採取権の設定を受ける者の選定※。選定した者について、都道府県に協議。

※　樹木採取権者の選定は、**申請者が欠格事由に該当するか否かの判断**を行った後、**申請が審査基準に適合しているかどうかを審査**します。審査基準に適合していると認められる者の中から、公募時に示した**評価項目、評価基準及び配点に従って評価**し、その点数の合計により、樹木採取権の設定を受ける者を選定します。

- **欠格事由　：公募要項別紙17「審査基準等通知」第１の１（３）**
- **審査基準　：公募要項別紙17「審査基準等通知」第１の１（１）**
- **評価項目、評価基準　：公募要項別紙18「評価一覧表及び評価基準表」**

選定結果の通知

森林管理局長から選定結果の連絡、運用協定締結時期の調整、施業計画案の作成依頼等
その後、正式な権利設定の通知。＊　選定結果についてはHPで公表。

権利設定

森林管理局長による樹木採取権の権利設定。権利設定時に都道府県知事に通知。

木材の安定的な取引関係の確立に関する事項（概要）

○　樹木採取権制度では、川上事業者と川中・川下事業者との連携を強め、木材の安定的な取引関係を確立する体制の構築を促進するため、木材の供給先となる川中・川下事業者と連携することを権利設定の要件とする。

○　木材の安定取引は、申請書の内容が審査基準（**公募要項別紙17**）に適合するかの審査及び毎年度の報告内容の確認によって担保する。また、「樹木採取権を行使する際の指針（**公募要項別紙11**）」において木材の需要拡大等の条件（新規需要開拓等）を設定し、申請書の内容が同指針に適合していることを参加資格要件とする。

＜木材の需要拡大を行う川中・川下事業者との連携＞

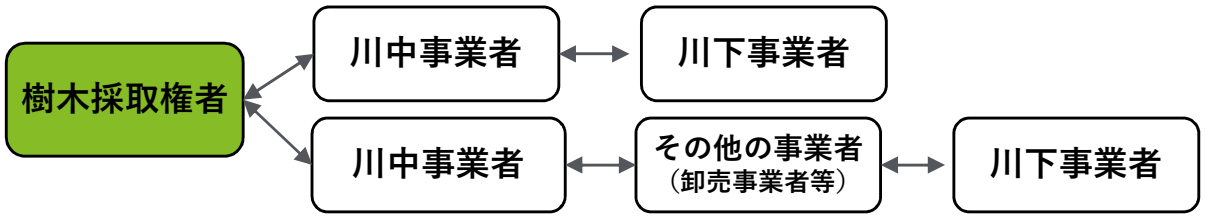

○　それぞれの事業者が別の事業者であることは必ずしも必要ではなく、例えば樹木採取権者が川中事業者及び川下事業者を兼ねる場合も認めることとしています。

※　具体的な基準は、**公募要項別紙17 第１の１（１）**に定めています。

＜新規需要の例＞

新規需要開拓とは、例えば以下の①から③までのようなものであって既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを指します。
（加えて、評価の際に、新規需要開拓の計画量が取引量の増加量に対する割合が高いほど、得点が高くなります。）

① 従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの
（例）ＣＬＴ建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等

② 従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの
（例）２×４建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等

③ その他の取組
（例）地元産材の活用により差別化を図る取組（顔の見える木材での家づくり等）、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等

木材の安定的な取引関係の確立に関する事項（事業者の定義）

○　川中事業者、川下事業者については、「木材の安定供給の確保の促進に関する特別措置法」に定義されている「木材利用事業者等」「木材製品利用事業者等」がそれぞれ該当します。（「等」はそれぞれ事業者団体を指しています。）

＜川中事業者（木材利用事業者等）とは＞

樹木採取権者が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者、又はその組織する団体。

- 例えば、原木を購入して製材品若しくは合板等を製造する業を営む者、原木をエネルギー源として再生可能エネルギー発電事業を営む者又は熱供給業を営む者等のことである

＜川下事業者（木材製品利用事業者等）とは＞

樹木採取権者が生産した木材を生産した木材を原材料とする製品（以下「木材製品」という。）**を利用する事業を行う者又はその組織する団体**

- 例えば、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成８年政令第310号。以下「令」という。）第１条に基づき定められている、型枠用合板や丸太杭等の木材製品を資材として利用する土木工事業を営む者、ラミナ等の半製品を含む木材製品を原材料として集成材・直交集成板（CLT）等を製造する者やこれらの製品をプレカット加工する木材製品製造業を営む者、木材製品を利用して建築物を建築する建築工事業を営む者、木材製品を主たる原材料として木質製品・家具・建具等を製造する木製品・家具・装備品製造業を営む者、チップを原材料としてパルプ又は製紙業を営む者、チップをエネルギー源として電気業又は熱供給業を営む者、木材製品を利用して建築物のリフォームを行う建築リフォーム業を営む者等

木材の安定的な取引関係の確立に関する事項（必要な要件）

○　木材の安定的な取引関係の確立について、申請書に記載する事業量としては以下の全てを満たす必要があります。

ア　**事業者間における木材の取引に係る安定取引協定の締結**により、樹木採取区から供給される木材の年間取引量が安定的であり、その供給先が確保されることが確実と見込まれること。

イ　樹木採取区から木材利用事業者等（川中事業者）を通じ木材製品利用事業者等（川下事業者）に供給される予定である木材取引量が**樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の５割を超えている**こと。

ウ　申請者の樹木採取区からの素材生産量が、樹木採取区の森林資源の状況に照らして適切であること。

エ　**申請者の素材生産量が、**申請者の**樹木採取区からの素材生産量以上に増加**すること。

オ　**川中事業者の国産材原木消費量が樹木採取区からの木材供給量（素材生産量）以上に増加**すること。

カ　**樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材**が、安定取引協定を締結している川下事業者をはじめとした取引事業者等の**新規需要開拓に充てられる**こと。

◇　これらの具体的な内容やその他の基準は**公募要項別紙17 第１の１（１）、別紙11の別記**に定められています。

＜安定取引協定＞

○安定取引協定とは、事業者間における木材の取引に係る協定等で、申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含みます。必ずしも申請者・川中事業者・川下事業者の３者協定である必要はありません。

○樹木採取区から供給される木材の年間取引量については、安定取引協定に基づき供給される予定である必要があります。

また、イ、オ、カの基準については、安定取引協定の締結が前提となっています。

なお、申請者の取引の全てにおいて、安定取引協定が締結されている必要はありませんが、評価の際に素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合が高いほど、得点が高くなります。

◇**公募要項別紙17　第１の１（１）ウ（カ）**に協定の内容が満たすべき事項を定めているほか、林野庁の樹木採取権制度のHPに安定取引協定書の例（様式）を掲載しています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html

本日の説明内容

1　事業者の選定について
①事業者選定の流れ
②木材の安定的な取引関係の確立

2　権利設定後の事業
①事業の流れ
②運用協定・実施契約の締結
③権利設定料・樹木料
④樹木の採取に関する基準
⑤事業実行上の留意点
⑥植栽等

契約の締結と計画の策定等

権利設定

運用協定の締結

権利設定後、直ちに森林管理局長と運用協定※を締結。

※ 樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた森林管理局長と樹木採取権者との間の権利義務等を定める協定　**公募要項別紙15**

権利設定料の納付

納付期限までに権利設定料を納付。

実施契約の締結

森林管理局長と、実施契約※1（施業計画、実行計画（初年度）、木材取引計画等を含む。施業計画、実行計画が採取の基準等に適合していることが必要※2）を締結。

※1 樹木採取権の行使方法を定める契約　**公募要項別紙14**

※2 森林管理局長の承認が必要。

実行計画案の提出・承認

〔初年度以外〕採取、造林等に係る実行計画案を森林管理局長へ提出（事前に森林管理署長の確認が必要）。森林管理局長は、採取の基準に適合していること等を確認の上、計画案を承認。

事業の実施（伐区の設定～定期報告）

伐区の設定

実行計画に基づき、森林管理局長と調整しつつ、伐区を設定。設定した伐区について森林管理局長が収穫調査を実施※。

※ 樹木料の提示を受けたものの、採取しないこととした伐区について、再度、採取を計画する場合は、樹木採取権者が収穫調査を行うこととなる場合があります。

樹木料の提示・選択

森林管理局長が、予め公表した算定方法に従い樹木料を算定して提示。提示額等を踏まえ、採取する伐区を選択※して、森林管理局長へ通知。

※ 採取の基準に定められた総計最低採取面積に適合する必要。

採取（伐採）の実施

森林管理局長が、樹木料確定通知と納入告知書を送付。樹木料の納付後、国有林の伐採ルール（採取の基準、地域管理経営計画（管理経営の指針を含む。））に適合した方法で採取。

採取跡地の植栽の実施

実行計画に基づき、森林管理署長と植栽の請負契約※を締結し、原則一貫作業により植栽を実施。

※ 実施契約とは別契約であり、必ずしも実施契約の期間中ではない場合があります。

事業実施後

定期報告の提出

実行計画に対する当年度の実行結果※1、木材取引計画に対する取引状況※2を森林管理局長へ報告（森林管理局長は採取の基準に適合しているかを確認）。

※1 事前に森林管理署長の確認が必要。　※2 川中、川下事業者等の確認が必要。

運用協定に基づく報告の提出

定期報告のほか、素材生産量及びうち樹木採取区からの素材生産量の実績、木材利用事業者等の木材消費量の実績、木材の新規需要開拓の取組等の実績等について、複数年度ごとに森林管理局長へ報告。

運用協定・実施契約の締結

○　実施契約の契約期間外を含む樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた森林管理局長と樹木採取権者との間の権利義務等を定める樹木採取権運用協定（運用協定、**公募要項別紙15**）を樹木採取権設定後、直ちに締結しなければならない。運用協定においては、実施契約締結の手続、採取した樹木の搬出期間、国有林野の使用の条件及び手続、樹木採取権の存続期間満了後の取扱い等について定める。

○　樹木採取権者は、事業を開始する前に森林管理局長と樹木採取権の行使方法を定める樹木採取権実施契約（実施契約、**公募要項別紙14**）を締結しなければならない。実施契約においては、樹木を採取する箇所及び面積等に係る施業計画、樹木料の算定及び納付に関する事項、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、樹木の採取跡地における植栽の実施に関する事項等を定める。

○　実施契約の締結においては、樹木採取権者の施業計画、木材の安定取引関係の確立に関する事項等の案を森林管理局長が確認し、その内容に問題がなければ、国有林野施業実施計画案と整合するように調整する。

＜運用協定と実施契約との関係イメージ（搬出期間が樹木料納付時点の実施契約の期間を越える場合のイメージ）＞

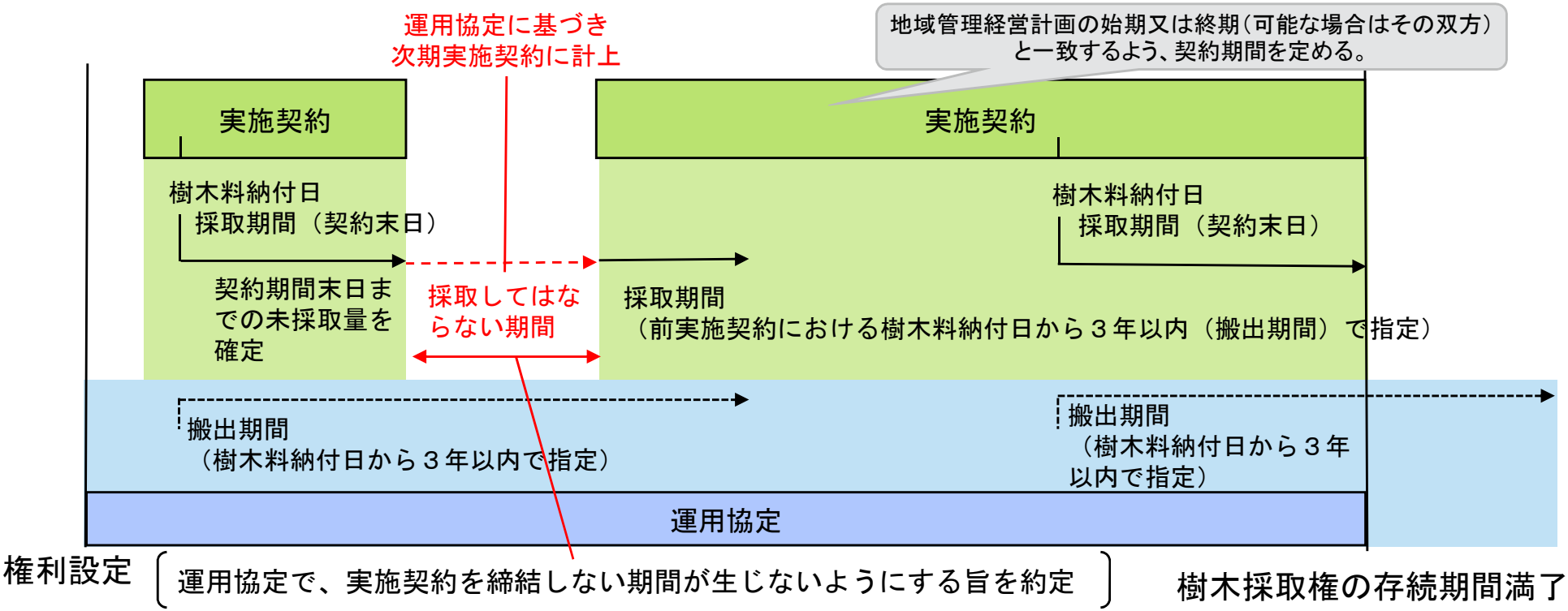

樹木の採取に関する基準

○　採取の基準は、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、樹木採取区ごとに森林管理局長が定めるもの。施業計画等の内容及びこれらの計画に基づく樹木の採取は、採取の基準に適合する必要があります。

○　採取の基準の具体的な内容は、採取してはならない樹木、採取方法ごとの採取規整（皆伐における一塊の採取箇所の面積５ha以下等）並びに上限採取面積及び最低採取面積等について定めるものです。詳細は、公募要項別紙12参照。

○　計画にない箇所を採取しようとする場合は変更実施契約の締結が必要となります。

＜採取の基準の具体的な内容＞

具体的な内容
採取してはならない樹木
採取方法ごとの採取規整
採取できる林齢
伐採率、一塊の採取箇所の面積
採取箇所の形状
保護樹帯の設定等（右図を参照）
新植地が隣接する場合の取扱い
法令の遵守
その他の環境保全上配慮すべき事項
収穫調査との関係
上限採取面積及び最低採取面積

＜採取の基準における保護樹帯を設定する箇所のイメージ＞

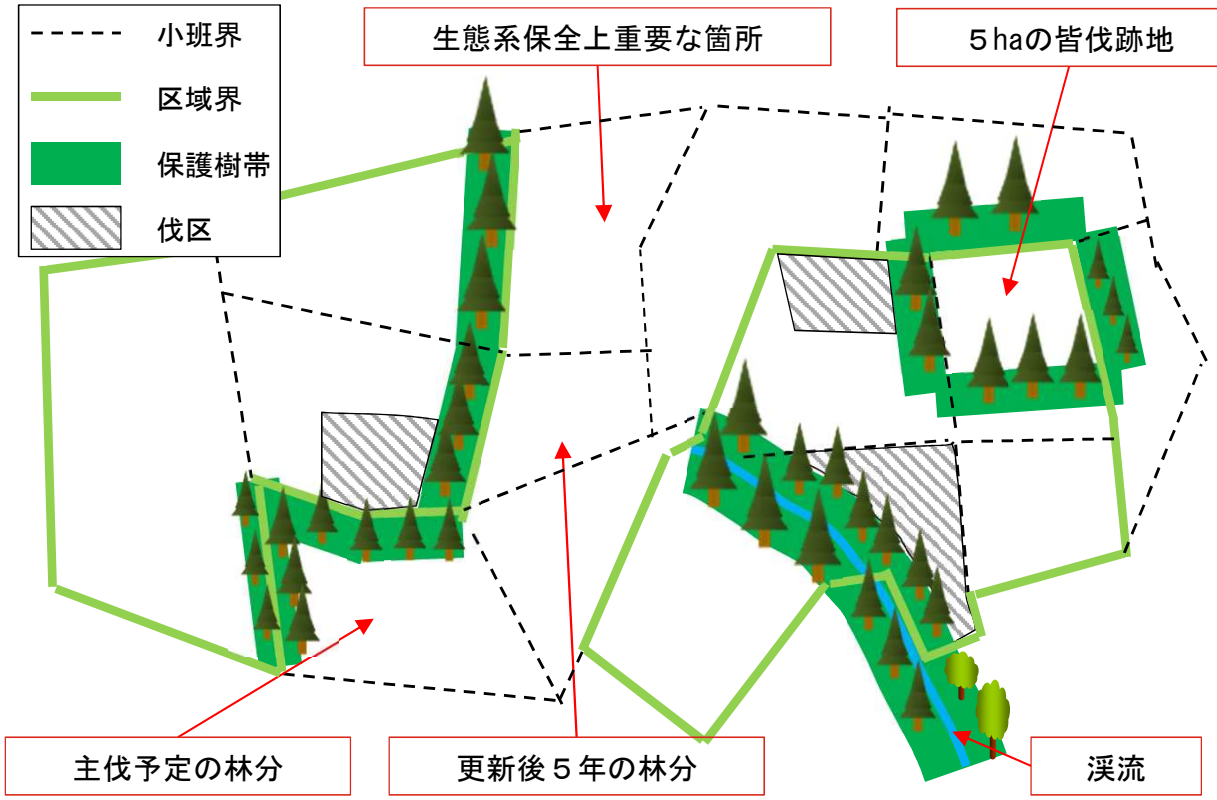

◇採取の基準に従って、計画・採取する必要があることから、樹木採取区の区域面積すべてで採取できるわけではありません。

権利設定料、樹木料

○　樹木採取権者は、事業を行うに当たり、森林管理局長から示された権利設定料、樹木料を国に納付する必要があります。

権利設定料

権利設定に対する対価。権利設定後30日以内に納付（１回限り）。具体的な金額は、**公募要項Ⅲの４**参照。

（権利設定料は、当該樹木採取区の採取可能面積や各森林管理局の立木販売実績におけるha当たり平均収穫量等を因子として算定されるもので樹木採取区により異なります。）

樹木料

樹木に対する対価。採取開始の前に納付（年に１回～複数回）。具体的な金額は、伐区毎に示します。
なお、国から提示された樹木料の額、木材需要の状況等によっては、採取をしないことができます※。

樹木料の算定方法

伐区ごとに算出

樹木料 ＝ 樹木料評定額 × 割増率

割増率 ＝ 申請額 ÷ 基礎額

- 申請額：申請時に樹木採取権の設定を希望する者が基礎額算定林分について提示する額
- 基礎額：公募時に森林管理局長が樹木採取区内で選定した基礎額算定林分における評定額

具体的な金額は、**公募要項Ⅲの５**参照

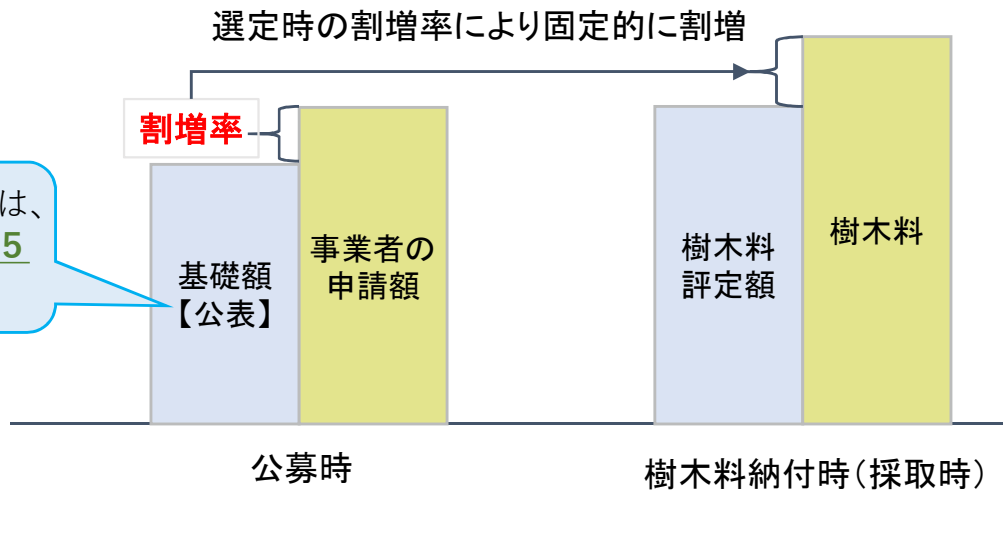

※ 実施契約期間中の最低採取面積が定められているため、それを満たす必要があります。また、採取を選択しなかった伐区について、再度採取することとした場合で、樹木料の提示から１年を超えて再度収穫調査が必要な場合等は、樹木採取権者が自らの費用負担により指定調査期間に委託して収穫調査を行う必要があります。

◇権利設定料、樹木料の算定方法等については、「樹木採取権制度ガイドラインの概要」のP11、24、25、公募要項別紙８～10、別紙15の別紙５参照。
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/attach/pdf/jyumokusaisyuken-14.pdf

事業実行上の留意点

○　立木販売の場合、搬出期間内で伐採を行うこととしていますが、樹木採取権制度の場合、実際の採取ができる採取期間と搬出期間があるため扱いが異なり、搬出期間内であっても採取期間が満了している場合は樹木の採取が行えず採取済の樹木の搬出しかできません。

○　必要な許認可等を樹木採取権者が行わなければならない場合があります。**公募要項別紙６、別紙15の別紙２参照。**

○　植栽については、樹木料の納付とは別に造林事業請負契約を締結することとなります。

＜採取期間と搬出期間＞　◇P10の図もご確認ください。

○採取期間の満了日は、**樹木料の納付の日から３年以内で国が指定した日**※1**又は実施契約の期間満了日までのいずれか早い日**※2。樹木採取権者は採取期間に伐区内の採取することとされている全ての樹木を採取しなければなりません※3。樹木採取権者は、樹木の採取を終えたときは遅滞なく採取済届を提出しなければなりません。

※１　実施契約の期間満了日とした場合を除き、３年より短い期間を指定した場合は、その理由を明らかにします。

※２　搬出期間が実施契約期間を超えて定められ、実施契約期間中に未採取に終わった樹木については、運用協定に基づき、次期の実施契約の施業計画に計上されることにより、当初の搬出期間が採取期間となります。
よって、**実施契約満了後、次期実施契約の締結までの間は樹木の採取はできません。**また、**権利設定期間の満了後は採取できません。**

※３　期間内に採取しなかった樹木は、再度樹木料を納付しなければ採取してはなりません。
実施契約期間内の採取期間の延長の申請は可能です（原則延期料の納付が必要）。

○搬出期間は、**樹木料の納付の日から３年以内で国が指定した日**※とし、樹木採取権者は採取した樹木について搬出期間満了日までに全て搬出しなければなりません。樹木採取権者は、搬出を終えた場合、遅滞なく、搬出済届を提出しなければなりません。搬出済届を提出した又は搬出期間が満了した伐区に係る樹木であって、なお搬出されていない樹木の所有権は国に帰属します。

※　３年より短い期間を指定した場合は、その理由を明らかにします。
搬出期間の延長の申請は可能ですが（原則延期料の納付が必要）、権利存続期間満了後３年を超えることができません。

植栽等

○　樹木採取区の採取跡地についても、立木販売等と同様、国と事業者との間で造林事業請負契約を締結することにより、国が責任を持って確実に植栽を実施することとしています。

○　伐採・造林の一貫作業システムにより実施することで経費を低減させることができるため、樹木採取権者が、国の委託を受けて、樹木の採取と一体的な植栽の作業を行うこととしています。樹木採取権者は、公募時に提出する申請書類において、国からの植栽の申入れに応じることの意思表明を行い、実施契約にも植栽の作業を行う旨を盛り込んでいます。

○　樹木採取権者は、国の示す条件に従って、造林事業請負契約を原則として伐区ごとに年度ごとに締結する。この契約は、国が一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算した価格に基づきます。
具体の条件等は、**公募要項別紙15の別紙11、公募要項別紙16参照**

○　造林事業請負契約締結を締結できないことは、実施契約又は運用協定の違反に当たる可能性があります。

＜採取跡地における植栽手続フロー＞

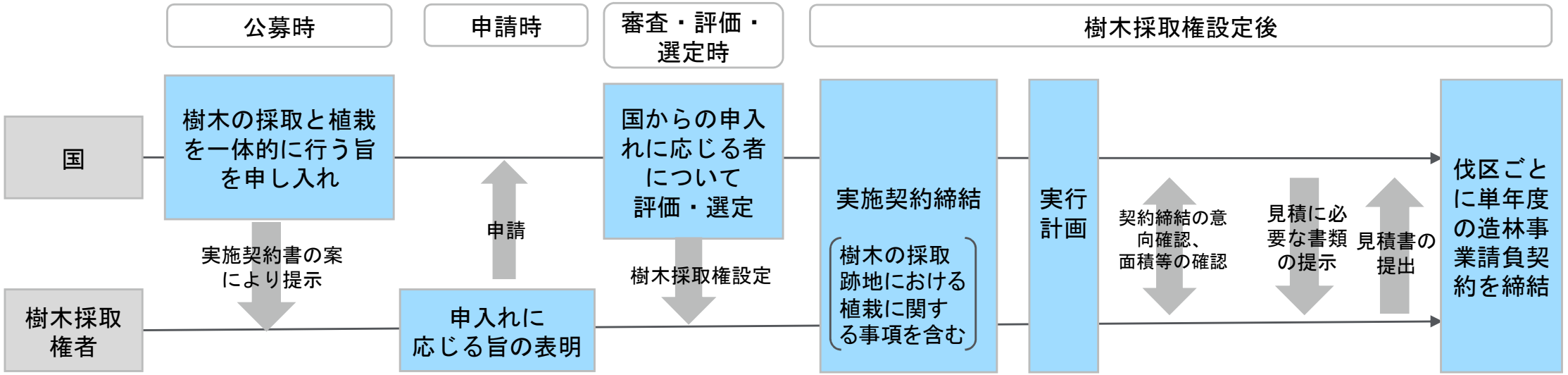

植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、樹木を採取する年度に一部の契約を締結し、翌年度に残りの契約を締結することも可能。なお、樹木を採取する年度に開始しない場合は、翌年度に請負契約を締結することも可能。（その場合も一貫作業システムを前提とした積算となる。）

◇主伐及び再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることが必要です（1年以内に体制を整える意思のある者を含む）。

参考資料

1　権利義務の内容

2　樹木採取権者の選定

権利義務の内容

○　樹木採取権は、国有林野の一定の区域（樹木採取区）に生育する樹木を、一定の期間、**採取できる権利**であり、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなす。樹木採取区において、国の所有に属する樹木を伐採し、及び取得（＝採取）することにより、自己の所有に移すことを権利内容としています。

○　樹木採取権の設定を受けた者（樹木採取権者）には、権利設定料の納付義務、事業の開始の義務、実施契約及び運用協定締結の義務、樹木採取区の保護に関する義務等が課されます。

＜１　権利の範囲＞

	範囲内	範囲外
行為	• 樹木の採取 • 樹木を採取するために必要な範囲の樹木採取区内の土地の使用	• 植栽 • 保育
対象となる樹木	• 樹木採取区において生育している樹木 （天然更新した樹木、災害等により樹木が消滅した跡地に植栽した樹木も含むが、契約により原則として採取してはならないこととする）	• 樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に植栽された樹木

＜2　樹木採取権者に課される義務＞

義務の内容
権利設定料の納付義務
事業の開始の義務
実施契約及び運用協定の締結義務
保護義務

＜３　権利の変更について＞

権利の変更		可否
区域の変更	増加	改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更という手法は取り得ない
	減少	権利の一部取消し等により生ずる。この場合には、樹木採取区の変更の公示を行う
存続期間の増減		改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更という手法は取り得ない

樹木採取権者の選定

欠格事由

①　この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

②　分収造林契約を解除され、その解除の日から２年を経過しない者

③　第８条の22第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

④　十分な社会的信用を有していない者

⑤　法人であって、その業務を行う役員のうちに①から④のいずれかに該当する者があるもの

◇詳細は、**公募要項別紙17 第１の１（３）**参照。

審査基準

①　経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること
◇樹木採取区の所在する都道府県において森林経営管理法第36条第２項に基づき公表された民間事業者であること、又は同等の能力を有している民間事業者であること（後者は樹木採取区の所在する都道府県の基準に準じて森林管理局長が審査）に該当するとともに、素材生産に関して実施体制の確保の基準を満たすこと

②　申請額が森林管理局長が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額（基礎額）以上であること

③　木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること

④　国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと
◇参加資格要件（**公募要項別紙13**）を満たすことを含む。

◇詳細は、**公募要項別紙17 第１の１（１）**参照。

評価項目

＜価格点＞100点
・申請額

＜加算点＞100点
・国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保
・事業の実施体制
・地域における産業の振興に対する寄与の程度
・林業経営の改善に関する事項
・雇用管理の改善

＜減点＞-30点
・国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保

◇詳細は、**公募要項別紙18参照**

◇例えば川中事業者であっても、欠格事由に該当せず、審査基準に適合していれば、権利設定の対象となります。